

中小企業・小規模企業者向け融資制度について

新富町では、中小企業者の皆様が様々な資金需要に対応できるよう、『新富町中小企業特別融資制度』及び『新富町小規模企業特別融資制度』を設けています。

この制度は、町内中小企業者等の活性化及び経営安定化を図るために、設備資金及び運転資金の融資を受けることができます。

1 ご利用いただける企業者

- ・町内に住所を有する個人又は、法人であること
- ・町内において事業を営んでいること
- ・信用保証協会の保証対象業種であること
- ・町税を完納していること など



2 融資条件

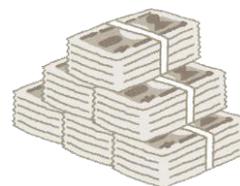
制度名	新富町中小企業特別融資制度			新富町小規模企業特別融資制度
対象企業	業種名	資本金	従業者数	従業員が、20 人以下の企業
	以下以外の業種	3 億円以下	300 人以下	
	小売業	5 千万円以下	50 人以下	
	サービス業	5 千万円以下	100 人以下	
	卸売業	1 億円以下	100 人以下	
	※『資本金』又は『従業者数』のどちらかの条件を満たしている企業			
限度額	<u>500 万円</u>			<u>500 万円</u>
融資期間	<u>設備資金：8 4 月以内</u> <u>運転資金：6 0 月以内</u>			<u>設備資金：8 4 月以内</u> <u>運転資金：6 0 月以内</u>
融資利率	<u>1. 9 %</u>			<u>1. 7 %</u>

3 信用保証料

『新富町中小企業融資制度』・『新富町小規模企業融資制度』の利用にあたって発生する信用保証料は新富町が負担します。

4 御利用いただける金融機関

- ・株式会社宮崎銀行新富支店
☎0983-33-2121
- ・高鍋信用金庫新富支店
☎0983-33-2222



問合せ：まちおこし政策課
ゆあさしよた
 (担当) 湯浅翔太 ☎33-6029

障がい福祉の制度が変わります (障がい福祉通信第9号)

平成30年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されることにより、関係制度に様々な変更が加えられることとなります。今回はその内容の一部をご紹介します。



新設されるサービス

【自立生活援助】

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。施設生活から本人の意思を尊重した地域生活への移行の実現が期待されます。

【就労定着支援】

一般企業へ就職した障がい者について、就職に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。障がい者の一般就労定着率の低さを改善することが期待されます。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害等により外出が困難な障害児の居宅を訪問し、発達支援を行います。保護者等の負担軽減につながることを期待されます。

就職



高齢障がい者への支援

【新高額障害福祉サービス費等支給】

長年にわたり障がい福祉サービスを利用してきた障がい者（所得が一定未満）が、介護保険制度の利用を開始した場合に、急激な負担増加にならないよう障がい福祉制度で軽減するものです。



新たなニーズへの対応

【補装具費の支給対象の拡大】

障がい者（児）に対する補装具費の支給については、これまで購入または修理のみ対象であったが、借受け（レンタル）も可能となります。成長の速い児童等は、購入よりも借受けにより福祉用具を利用した方が利便性を確保できる場合があります。

★★★ どうぞお気軽にお問い合わせください。★★★

新富町役場 福祉課 社会福祉グループ 電話 (0983) 33-6382